

気になる相談（令和6年2月）
子どもによるオンラインゲームの無断課金に注意しましょう

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が多く寄せられています。このような相談では、1件の相談における契約購入金額が高額であるケースが多くなっており、注意が必要です。

【相談事例】

- 私のスマートフォンに、アプリストア運営業者からオンラインゲームへの課金を知らせるメールが複数件届いていた。メールが届く前に、小学生の娘が私のスマートフォンを使ってゲームをしていたのだが、無料で遊んでいるものと思っていた。私のスマートフォンのアカウントにはクレジットカード情報を登録しているが、課金にはパスワードが必要なはずだ。娘に事情を聞くと「よくわからないけど課金できた」とのことだった。アプリストア運営業者に返金を求めたが一部しか返金されなかった。
- 小学生の息子が「先月、ゲームの課金をしてしまった」と言ってきたので、クレジットカードの明細を確認すると、確かにゲーム会社から10万円の請求がされていた。息子が使用していたのは私の古いスマートフォンで、Wi-Fiにつながれば普通に使えていた。そのスマートフォンには私のアカウント情報が残っていたようで、そのアカウントにはクレジットカード情報が登録されていた。未成年者が保護者の同意を得ずにした課金なので、返金してほしい。

【注意点】

- 子どもによる無断課金が生じやすいケースは、次のようなケースです。
 - ・保護者のスマートフォンやタブレット端末（以下「スマートフォン等」という）を、保護者のアカウントにログインしたまま子どもに渡して遊ばせる。
 - ・保護者の古いスマートフォン等を、保護者のアカウントにログインしたまま自宅のWi-Fiにつなげて遊ばせる。
- 民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合、その契約を取り消すことができますが、保護者のアカウントで課金した場合は、保護者による契約とみなされる場合があります。

【対処法】

- 保護者のスマートフォン等で子どもに遊ばせるときは、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。
- 保護者の古いスマートフォン等や子ども用のスマートフォンで子どもに遊ばせるときは、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール（※）」機能を利用しましょう。（※子どものスマートフォン等の使用を制限する機能）
- 子どもがクレジットカード情報を利用しないように、情報を適切に管理しましょう。
- 決済完了メールや料金明細等を日頃から確認し、不審な支払いを早急に把握できるように心がけましょう。
- トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)